

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る山武市の確認手続きの流れ

(1) 被保険者(軽度者)の状態確認

ケアマネジャー等は、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する可能性があるかどうかを確認してください。

(2) 医師への照会

ケアマネジャー等は、当該被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するかどうか医師に照会してください。

(3) サービス担当者会議の開催

医師から「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等についてサービス担当者会議の記録等として所定様式に記載してください。

(4) 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認申請書(以下「確認申請書」)」の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネジャー等は山武市に「確認申請書」を提出してください。その際、居宅(介護予防)サービス計画書、サービス担当者会議の記録、医師の所見等を添付してください。

(5) 山武市での確認

山武市では、確認申請書の内容が添付書類により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、例外給付の確認結果を指定居宅介護(介護予防)支援事業者へ通知しますので事業者で保管してください。

確認の判断基準	
確認可	<p>①、②、③の全てが書面で確認できれば、確認可の判断とする。</p> <p>① 主治医意見書、医師の診断書(福祉用具に関する所見)等に「被保険者氏名・医師氏名」・「状態像(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)のどれかに該当している」・「そのため必要となる福祉用具の種目」等が記載されていること。</p> <p>② サービス担当者会議の記録等に「開催日」・「出席者」・「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容」等が記載されていること。</p> <p>③ 居宅(介護予防)サービス計画書に「利用者またはその家族の同意」・「サービス内容・サービス種別」・「当該福祉用具貸与が特に必要な理由」が記載されていること。</p>
確認不可	上記①、②、③のうち、一つでも書面で確認できない場合は、確認不可の判断とする。